

とままえ

おびら

るもい

ひがし

つべやねよし

てんじん

おつこ

ぐのくわ



■現在の国鉄路線36線区 4,027km

■第1次・2次対象路線が廃止された場合
14線区 2,570km

道内の国鉄は、北海道の開発の先兵として発達してきました。鉄道の開通によって多くの都市を形成し、鉄道は地域の開発をもたらす歴史を歩み、四千キロの鉄道網に発達した道民の財産になっています。これを赤字ローカル線として、採算が取れないことを理由に見捨てられるものではありません。

国鉄の廃止は、地域住民の行政経済、文化すべてに関わり、マチの土台そのものの崩壊につながる危険があります。たとえば、市は黄金岬や神居岩を整備し、管内を結ぶオロロンラインの拠点として通年観光を目指しています。海水浴客をはじめ観

を合わせると二十二線区一千四百五六十キロになり、道内国鉄線総延長の三千六百ヶ所が消えるという壊滅的な打撃を受けることになります。これは、まさに大正十年代の道内路線区と同じで、六十年近くも時代が逆戻りしてしまうことになります。

また、基準の中にはいくつかの除外規定があります。

(1) ラッシュ時一時間当たり乗客数が千人を超えるもの。

(2) 一日八千人以下の路線は特別

(3) 一日の輸送人員が二千人以下

(4) 一日四千人以下の路線は特別

(5) 一日八千人以下の路線は特別

(6) 一日八千人以下の路線は特別

(7) 一日八千人以下の路線は特別

(8) 一日八千人以下の路線は特別

(9) 一日八千人以下の路線は特別

(10) 一日八千人以下の路線は特別

(11) 一日八千人以下の路線は特別

(12) 一日八千人以下の路線は特別

(13) 一日八千人以下の路線は特別

(14) 一日八千人以下の路線は特別

(15) 一日八千人以下の路線は特別

(16) 一日八千人以下の路線は特別

(17) 一日八千人以下の路線は特別

(18) 一日八千人以下の路線は特別

(19) 一日八千人以下の路線は特別

(20) 一日八千人以下の路線は特別

(21) 一日八千人以下の路線は特別

(22) 一日八千人以下の路線は特別

(23) 一日八千人以下の路線は特別

(24) 一日八千人以下の路線は特別

(25) 一日八千人以下の路線は特別

(26) 一日八千人以下の路線は特別

(27) 一日八千人以下の路線は特別

(28) 一日八千人以下の路線は特別

(29) 一日八千人以下の路線は特別

(30) 一日八千人以下の路線は特別

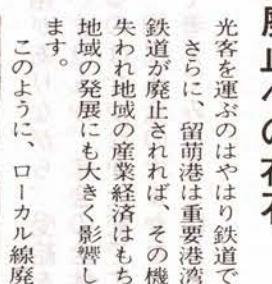
(31) 一日八千人以下の路線は特別

(32) 一日八千人以下の路線は特別

(33) 一日八千人以下の路線は特別



▲羽幌町での決起集会

羽幌線の廃止は
留萌本線廃止への布石

光客を運ぶのはやはり鉄道です。さらに、留萌港は重要港湾です。鉄道が廃止されれば、その機能が失われ地域の産業経済はもちろん地域の発展にも大きく影響します。

このように、ローカル線廃止に

は重大な問題が含まれています。

それでは、赤字ローカル線廃止

によつて本当に赤字が解消できる

のでしょうか。さきに述べました

が、国鉄には一兆円を超える赤字

があります。

その赤字の内、第一・二次対象

ローカル線が占める割合は、わざ

か三ヶ所です。開業を始めた東北・

上越新幹線なども赤字です。最近

先進道筋が貫通した青函トンネル

も、開業となれば幾大なお金が必

要となります。

このように、赤字ローカル線を

廃止したとしても、直接赤字解消

には役立たず、逆に、廃止による

市町村への影響、交通弱者と呼ば

れる人々への影響が多大なもの

のように思われます。

しかし、羽幌線が廃止されれば

ようがない「留萌本線は廃止さ

れないよ、政治的判断で残るだろ

う」などの楽観的な意見も聞かれ

ます。

いまさら廃止に反対したつて

しそうがない「留萌本線は廃止さ

れないよ、政治的判断で残るだろ

う」などの樂観的な意見も聞かれ

ます。

いま、羽幌線廃止反対運動を通

して、もう一度、私たち一人ひと

りが留萌本線の存在意義と留萌の

将来について考えていかなければ

ならない時期ではないでしょ

うか。

1. 丈夫なからだとあかるい心をもち、平和な市にしよう。
2. 留萌本線の存在意義と留萌の将来について考えていかなければならぬ時期ではないでしょ

考るシリーズ③

守ろう鉄路50年の灯

見捨てられるローカル線

ローカル線廃止問題

国鉄の収支が赤字に転化したのは、東海道新幹線が開業した昭和三十九年でした。それ以後毎年赤字は増え続け、四十三年には年間一千億円台、さらに五十五年と五十六年には一兆円を超てしまい赤字に悩む国鉄の再建を図るた

め、特別運賃導入による運賃値上げ、赤字ローカル線の廃止、人員整理による合理化などを柱とした「国鉄再建法」が、昭和五十五年十二月に施行されました。

この法律の柱の一つであるローカル線廃止について目をむけてみましょう。



鐵道線路は大正10年代に逆戻り

などが、「全国一律の規準をさけ地域の実情を考慮した政令にするよう」に強い働きかけをしてきました。この基準から見ますと、道内で

法律が施行されてから、管内では留萌市をはじめ全町村に「廃止反対存続期成会」を設立させ、本格的な運動を始めました。この時期、法律の施行に伴う細部にわたる廃止などの基準については、「政令」に定められるということで、国・国鉄に対し道や市など関係自治体で組織された期成会

などが、全国一律の規準をさけよう」に強い働きかけをしてきました。この基準により昨年十一月二十日、国鉄は昭和六十年三月までに廃止予定の第二次廃止対象ローカル線として、道内十四線区一千一百四十ヶ所を選定しました。この規準により、代替道路が未整備のもの。代替道路が積雪のため年十日以上不通となるもの。

この規定により、代替道路が未整備であるとして深川と名寄を結ぶ深名線が除外になりました。しかし、第二次対象路線から除外になっただけで、今後、廃止しようとしている路線に変りありません。

しかし、その働きかけにもかかわらず政令には地域的要因は考慮されず、二・三の除外規定が盛り込まれているだけでした。

カナル線として、道内十四線区一千一百四十ヶ所を選定しました。池北、士幌、広尾、湧網、天北、歌志内、幌内、富内、胆振、瀬棚松前、名寄本線、そして羽幌線の十四線区、さきに選定された万字線など第一次廃止対象路線八線区